

No.	省庁名	担当部局	意見
1	総務省	自治財政局財政課	下記については、今後の特別区の区割りや大阪府と特別区の事務配分等大都市制度の制度設計に係る具体的な検討状況を踏まえ、所要の見直しを行うことを前提とします。 特別区財政調整交付金の額が、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図る必要など同交付金の目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、大阪府は、同交付金の額に「条例で定める額」を加算することを可能とする方向で検討します。 地方交付税については、現行制度どおり、合算算定とする方向で検討します。 また、現行の大阪府・大阪市の算定水準を基本とする方向（事務分担等を踏まえ、国において算定）で検討します。
2	文部科学省	大臣官房総務課	○省内で改めて検討した結果、実施主体（補助事業者）に中核市も対象となっている下記の国庫補助事業について、大阪の特別区が中核市並みの事務を担う制度設計（案）ということであれば、他の中核市と同様に、特別区が国庫補助を直接受けられるように交付要綱を改正することは構わない。 【実施主体に中核市も対象となっている国庫補助事業】 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業 （推進委員会の設置運営、放課後子ども教室等の活動、学校支援地域本部等の活動） ・教育支援体制整備事業 （児童生徒の母語が分かる支援員の派遣、スクールソーシャルワーカーの派遣）
3	厚生労働省	子ども家庭局 家庭福祉課	（特別区における児童相談所の設置について） ○ 大阪で検討されている特別区での児童相談所の設置について、平成26年当時の旧特別区設置協定書に関する協議においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2の規定による事務処理特例制度の活用を念頭に厚生労働省と大阪府・大阪市大阪府市大都市局で協議していたところである。 ○ しかし、平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、政令の指定を受けて児童相談所を設置することができる自治体を、地方自治法第281条第1項の規定に基づく特別区まで拡大したところであり、今後設置される予定の大阪府特別区も、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第10条により、地方自治法の規定に基づく特別区とみなされることから、政令の指定を受けることで、児童相談所を設置することが可能である。 なお、東京都特別区も同法の規定に基づく特別区であり、政令の指定を受けることで、児童相談所の設置が可能である。 ○ 厚生労働省としては、大阪府及び大阪市と協議の上、児童相談所設置にかかる特別区における事務執行体制や大阪府との連携体制等について支障がないことを確認されれば、速やかに政令指定に必要な手続きを行うこととしたい。 ○ また、特別区が設置される前であっても、政令の指定に関する事前の準備手続きを行うことは可能である。 ○ なお、個別に政令の指定を受けて大阪府特別区が児童相談所を設置する方向で検討することについては、大阪府・大阪市副首都推進局と協議済みである。

No.	省庁名	担当部局	意見
4	厚生労働省	大臣官房総務課	○ 実施主体(補助事業者)に指定都市・中核市・保健所設置市が対象となっている国庫補助事業について、大阪の特別区が実施することとした場合における国庫補助の手法に関しては、補助金等交付要綱の改正を含め、引き続き調整させていただきたい。 ＜関係補助事業【担当局課】＞ ・保健衛生施設等施設・設備整備事業(食肉衛生検査所整備事業、牛海綿状脳症(BSE)検査キット整備事業) 【医薬・生活衛生局食品監視安全課】 ・生活困窮者就労準備支援事業(民生委員・職員研修) 【社会・援護局地域福祉課】 ・生活保護適正化等事業(生活保護法施行事務監査等事業) 【社会・援護局保護課】 ・地域生活支援促進事業(発達障害児者地域生活支援モデル事業)、社会福祉施設等設備整備事業(共同生活援助(障害者グループホームの整備)) 【社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課】 ・母子保健医療対策総合支援事業(不妊に悩む方への特定治療支援事業) 【子ども家庭局母子保健課】 ・保育士・保育所支援センター設置運営事業 【子ども家庭局保育課】 ・認知症総合戦略推進事業(医療従事職員等への研修等) 【老健局総務課認知症施策推進室】 ・老人クラブ活動等事業 【老健局振興課】 ○ 実施主体(補助事業者)に児童相談所設置市が対象となっている国庫補助事業について、大阪の特別区が実施することとした場合における以下の事項については、引き続き調整をさせていただきたい。 ・児童相談所設置に係る政令指定を行うこと ・上記に伴い、国庫補助事業の事業主体となる大阪の特別区に対し、国庫補助を直接行うよう、必要に応じて補助金等交付要綱を改正すること ＜関係補助事業【担当局課】＞ ・小児慢性特定疾病対策事業、結核児童療育給付事業 【健康局難病対策課、子ども家庭局母子保健課】 ・措置費(児童養護施設等)、児童虐待防止対策支援事業(児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等、法的対策機能強化事業、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業、市町村との連携強化事業、未成年後見人支援事業、24時間・365日体制強化事業、保護者指導支援カウンセリング事業、里親制度普及促進事業、里親委託推進・支援等事業、一時保護機能強化事業)、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、基幹的職員研修事業、ひきこもり等児童福祉対策事業(ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業、ひきこもり等児童宿泊等指導事業)【子ども家庭局家庭福祉課】 ・措置費(助産施設、母子生活支援施設)※従前より、大阪市も含め、市町村(特別区も含む。)も事業主体とされている。 【子ども家庭局家庭福祉課、母子保健課】 ・障害児入所給付、措置費(障害児の施設入所) 【社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課】

No.	省庁名	担当部局	意見
4	厚生労働省	大臣官房総務課	○ 厚生労働省の委託事業として実施している「生活のしづらさなどに関する調査」については、都道府県、指定都市及び中核市において集約して回答するよう全国的に統一して実施しているため、当該調査については、引き続き大阪府に委託して実施していただくことを考えている。 ＜関係補助事業【担当局課】＞ ・生活のしづらさなどに関する調査 【社会・援護局障害保健福祉部企画課】
			○ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」については、都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施する事業に対する補助のため、都道府県社会福祉協議会から特別区社会福祉協議会への委託が必要である現状を踏まえた手法を検討してほしい。 ＜関係補助事業【担当局課】＞ ・あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業） 【社会・援護局地域福祉課】
5	環境省	大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課	○ 省内で改めて検討した結果、「旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令」の改正が必要と考える。なお、具体的な改正の内容等については、今後協議していく中で検討したい。